

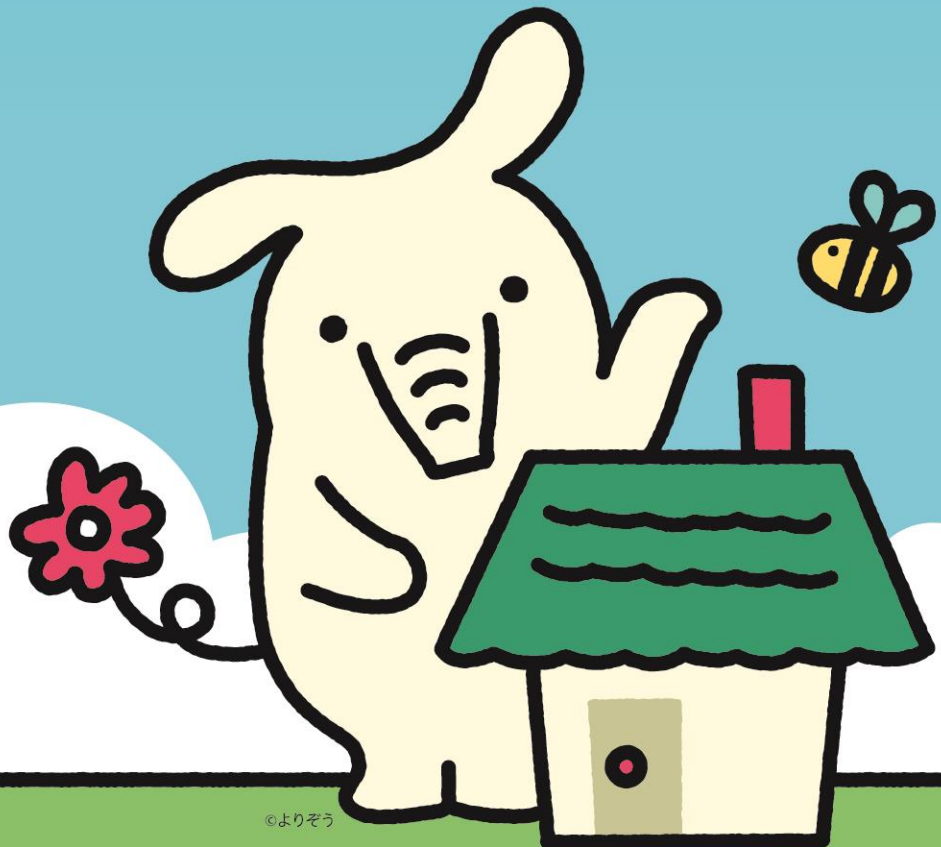
ご留意いただきたい事項

対象商品	「ＪＡ住宅ローン」・「ＪＡ住宅ローン100%応援型」・「ＪＡ住宅ローン借換応援型」	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「ＪＡ住宅ローン」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②宅地の購入（５年以内に新築し、居住する予定があること）③住宅の増改築・改築・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改築・補修　⑤上記①～④の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用
	「ＪＡ住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②住宅の増改築・改築・補修　③①・②の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）④上記①～③に付随して発生する費用
	「ＪＡ住宅ローン借換応援型」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既住リフォーム資金のお借換も含む）とお借換えに伴う諸費用　②お借換えとあわせた増改築・改築・補修資金と付随して発生する諸費用　③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）と借換に伴う諸費用
借入金額	「ＪＡ住宅ローン」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金額の20%以上であることとします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○なお、詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。
	「ＪＡ住宅ローン100%応援型」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○なお、詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。
	「ＪＡ住宅ローン借換応援型」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当ＪＡの定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○なお、詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。
お借入期間	○3年以上40年以内 ※他金融機関住宅ローンの借換えの場合は、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内 ※おまとめ住宅ローン対応を行う場合は、お借入期間は、住宅ローンにおけるお借入期間の範囲内	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。	
担保	○ご融資対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます（すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます）。担保物件については火災共済（保険）にご加入いただき、その共済（保険）金請求権に質権を設定させていただく場合があります。	
保証料	○借入条件や保証会社によって保証料は異なります。群馬県農業信用基金協会をご利用の場合、保証料率年0.065%～年0.20%（別途、一律保証料3万円（非課税））がかかります。詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。	
手数料	○住宅ローン借入に伴う事務手数料（最大55,000円：税込）が必要となる場合があります。住宅ローンをご利用中に繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途ＪＡ所定の手数料が必要となります。詳細については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。	
その他	○各商品の詳細な内容については、お近くのＪＡ窓口の説明書をご用意しています。また、ご返済額の試算については、お近くのＪＡ窓口までご相談ください。	

		共済 (引受団体:全国共済農業協同組合連合会)	保険 (引受会社:共栄火災海上保険株式会社)
ご加入について	対象期間	共済・保険契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。 保障/保険対象期間の終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のＪＡ窓口にお問い合わせください。	
	告知	お申込みいただく共済/保険によって、引受団体/引受会社所定の申込書兼告知書で健康状態を告知していただきます。 ※告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金・保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知の内容や全国共済農業協同組合連合会・共栄火災海上保険株式会社に保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。 ※今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合には、「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」「9大疾病補償保険」にご加入いただくことはできません。	
	医師の診査	借入金額や傷病歴等によっては医師の診査を受けていただくことがあります。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。	
お支払いができません場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金) [ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたとき。 または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき(後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病保障:三大疾病共済金) ⑥連生被共済者のうち、いずれかの被共済者の故意により、他の被共済者がお支払い事由に該当されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金)		被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。 ①「団体特定疾病債務補償保険被保険者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。） ②保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性肺炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病したとき ③被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取する目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき
	「お支払い事由」が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金・保険金の一部が削減されることがあります。		

2023年10月1日現在

ＪＡ住宅ローンの
団体信用生命共済・
保険のご紹介



©よりぞう

ＪＡ住宅ローンでは“いざというとき”のために豊富な団体信用生命共済・保険の
ラインアップをご用意しております。

三大疾病に備える

三大疾病保障特約付
団体信用生命共済



ご夫婦等の
連帯債務でも安心

連生タイプの団体信用生命共済

※9大疾病補償保険付団体信用生命共済では連生タイプはございません。詳細はパンフレットをご覧ください。

幅広い病気のリスクに備える

9大疾病補償保険付団体信用生命共済

詳しくはパンフレット中面をご覧ください。

まずはお気軽に窓口までご相談ください。

ＪＡ利根沼田 0278-22-6638

ホーム
ページは
こちら

<http://www.jatone.or.jp>

JA利根沼田

検索

お近くのＪＡバンクも
探せます！

「ＪＡとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にお問い合わせ・ご相談ください！（ご利用に際し、出資が必要となる場合がございます。）



JA住宅ローンの団体信用生命共済・保険ラインアップ 早見表

 ©よりぞう	上乗せ金利	加入時年齢	死亡 後遺障害の状態	がん ^(※1)	急性心筋梗塞 ^(※2) 脳卒中 ^(※3)	高血圧症・糖尿病・慢性膵炎・ 肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎 ^(※4)	引受団体/引受会社	
9大疾病補償保険付 団体信用生命共済 ^{(※6)(※7)}	+年0.30%	満18歳以上 から 満51歳未満	死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん(所定の悪性新生物)と診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態が60日以上継続、 または、高血圧症・糖尿病・慢性膵炎・肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎で所定の状態が365日以上継続されたら				住宅ローン残高 0円	〔団体信用生命共済部分〕 全国共済農業協同組合連合会 〔9大疾病補償保険部分〕 共栄火災海上保険株式会社
三大疾病保障特約付 団体信用生命共済	+年0.10%	満18歳以上 から 満51歳未満	死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん(所定の悪性新生物)と診断確定 または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態が60日以上継続されたら				住宅ローン残高 0円	全国共済農業協同 組合連合会
連生タイプ ^(※5) 三大疾病保障特約付 団体信用生命共済	+年0.20%							
団体信用生命共済 ^(※7)	上乗せなし ／無料	満18歳以上 から 満66歳未満	死亡された時、 後遺障害の状態に なられた時				住宅ローン 残高 0円	全国共済農業協同 組合連合会
連生タイプ ^(※5) 団体信用生命共済	+年0.10%							

「連生団信」とは

連帯債務で住宅ローンを借りの場合に、おふたりで加入することができる団信です。連生団信はご夫婦のほか親子等もご利用いただけます。ご利用条件等詳細は最寄りのJAバンクまでお問い合わせください。

どちらかに万一のことがあった場合、住宅の持ち分やローン返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族に住宅ローン返済のご負担が残りません。

Aさんに万一のことがあった場合



Bさんに万一のことがあった場合



連帯債務でお借入れをいただく
おふたりのうち、
どちらか一方のみに
万一のことがあった場合でも
ローン残高が0円となります。

【共済金/保険金のお支払い事由・ご留意事項】

- ※1:引受団体/引受会社が全国共済農業協同組合連合会の場合は、保障期間内に、所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。引受団体/引受会社が共栄火災海上保険株式会社の場合は、保険対象期間内に、生まれて初めて悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
- ※2:(三大疾病保障特約の場合は)保障の開始時以後に生じた疾病により/(9大疾病補償特約の場合は)保険対象期間内に、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
- ※3:(三大疾病保障特約の場合は)保障の開始時以後に生じた疾病により/(9大疾病補償特約の場合は)保険対象期間内に、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
- ※4:保険対象期間内に、高血圧症、糖尿病、慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続したとき。
- ※5:連生タイプとは、連帯債務者が2名で所定の条件を満たした場合に、その2名を被共済者(連生被共済者)とする取扱いです。連生被共済者のうち、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローン残額(利息を含む)が全額返済されます(約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります)。ただし、①連生被共済者について支払われる共済金の額は、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当したときにおける住宅ローン残額に相当する金額をこえません。②連生被共済者のうち、いずれかの被共済者が共済金のお支払い事由に該当し、そのお支払い事由にかかる共済金が支払われた場合には、他の被共済者の保障も終了します。③共済金が支払われることによる債務免除に関しては、連帯債務者の債務が免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります(詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください)。④連生タイプへの加入後に所定の条件を満たさなくなった場合に、連生タイプの取扱いを継続することができなくなる可能性があります。
- ※6:JAによってお取扱いの有無が異なります。詳しくはお近くのJA窓口までおたずねください。
- ※7:お客さまのご希望により、「長期継続入院特約」の付帯を選択することが可能な商品です(※7)が付されていない商品には「長期継続入院特約」は付帯できません。ただし、付帯いただく場合は、上記の上乗せ金利に加え、所定の金利が上乗せとなります。また、JAによってお取扱いの有無が異なります。詳しくはお近くのJA窓口までおたずねください。
- このパンフレットはあくまで概要を説明したものです。ご加入にあたっては、全国共済農業協同組合連合会の共済の場合は、「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「団体信用生命共済のしおり」および「申込書ご記入のご案内」を必ずお読みいただきお申込みください。また、特約付の団体信用生命共済にお申込みされる場合は、「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」または「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずお読みください。共栄火災海上保険株式会社の保険の場合は、「申込書ご記入のご案内」、「団体特定疾病債務補償保険のしおり」および「9大疾病補償保険パンフレット」を必ずお読みいただきお申込みください。